

MD&M W E S T 2 0 2 7 商談支援業務業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島県（以下「県」という。）が実施するMD&M W E S T 2 0 2 7 商談支援業務業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務名

MD&M W E S T 2 0 2 7 商談支援業務業務委託

3 業務概要

福島県は、県内企業が製造した医療機器・部材の販路拡大支援を目的に、世界最大の市場規模を有するアメリカで開催される医療機器関連展示会「MD&M W E S T 2 0 2 7」へ福島県ブースを出展する。

本事業については、福島県ブース出展企業がより質の高い商談を行えるよう、展示会出展に向け対象先のリストアップや、アドバイス提供等の業務を委託するものである。

4 業務仕様

別紙委託仕様書（案）のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 見積限度額

3, 380千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でない

こと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者ものをいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（5）県税を滞納している者でないこと。

（6）消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（7）その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

8 実施スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年8月 7日（金）
質問書の提出期限	令和8年8月18日（火） 正午
質問書への回答	令和8年8月20日（木）（予定）
参加申込書提出期限	令和8年8月24日（月） 17時
企画提案書提出期限	令和8年9月 1日（火） 17時
審査結果通知	令和8年9月10日（木）（予定）
仕様協議・契約締結	令和8年9月中旬 以降

9 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、県医療関連産業集積推進室のホームページからダウンロードして入手すること。なお、県医療関連産業集積推進室窓口又は郵送等での配付は行わない。

10 質問の受付等

質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期限

令和8年8月18日（火）正午まで

（2）提出方法

「質問書（様式1）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(3) 回答方法

受け付けた質問は、令和8年8月20日（木）までに質問事項と回答を併せて県ホームページに掲載する。質問者情報は開示しないこととする。

なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

11 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）17時

(2) 提出方法

提出書類をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式2）

② 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2-1）

(4) その他

参加資格等に不備がない場合は、参加申込書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知する。なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

12 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「11 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月1日（火）17時

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参

ア 電子メールの場合は送付後、電話にて着信確認をすること。

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

イ 郵送の場合は、封筒表面に「MD&M WEST 2027 商談支援業務業務委託公募型プロポーザル企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書（様式3）

② 事業実施計画書（様式任意）

③ 実施体制説明書（様式3-1）

④ 見積書（様式任意、積算内訳を記載すること）

⑤ 会社概要書（様式3-2）

⑥ 同種及び類似事業の実績（様式任意）

同種及び類似事業の実施実績等について、実施年、発注者、事業内容・成果等につ

いて記載すること。また、県から受注した業務については明記すること。

⑦ 過去2年間の事業報告、及び決算資料

(4) 提出部数等

- ア 郵送又は持参の場合、提出部数は4部（正本1部、副本3部）とする。提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。
- ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

13 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

14 業務委託予定者の選定

(1) 審査方法

業務委託予定者の選定は、別途設置する「MD&M WEST 2027 商談支援業務業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。審査委員会はプロポーザルによる各参加者からの企画提案について書面審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	評価基準	配点
1 業務実施方針及び手法	事業の目的にあった提案内容であるか。 提案内容に実現性があるか。	30点
2 業務遂行能力	実施体制は適正か。 十分な業務遂行能力があるか。	30点
3 同種及び類似事業の実績	過去の商談成立実績があるか。 実績は適正な内容であるか。	30点
4 事業費の妥当性	事業費の内容が妥当であるか。	10点
計		100点

各委員の総合評価の合計点数が満点の60%を満たしたものを採択の目安とし、複数の応募があった場合はその中で最も点数の高い応募者を委託先として決定する。

15 審査結果の発表及び通知

(1) 期日

令和8年9月10日（水）予定

(2) 発表方法

申請者に対し書面で通知するとともに、県医療関連産業集積推進室ホームページにおいて公表する。

(3) その他

審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

16 企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県商工労働部医療関連産業集積推進室

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎12階）

電話番号 024-521-7282 FAX 024-521-7932

E-mail: medical-unit@pref.fukushima.lg.jp

17 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続きについて

ア 本業務の業務委託仕様書は県と委託候補者との協議により確定する。

イ 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、業務委託仕様書に基づき委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(3) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。